

福岡市地域活動支援センター補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市地域活動支援センター補助金の交付については、福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第60号。以下「基準条例」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域活動支援センターの適正かつ安定的な運営を通して、障がい者の社会参加の機会を確保するなど、本市の障がい者福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「地域活動支援センター」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第27項に定める事業を実施しているものをいう。ただし、福岡市地域活動支援センターⅠ型運営費補助金の対象となるものを除く。

2 この要綱において「障がい者」とは、次のいずれかに該当する者（原則として18歳以上の者に限る。）をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 福岡市療育手帳交付要綱により療育手帳の交付を受けた者又は福岡市児童相談所その他の判定機関により知的障がい者若しくは知的障がいの状態に準ずる状態にあると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、地域活動支援センターの運営事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 地域活動支援センターを設置運営する団体であること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していない団体であること。
- (4) 市長が適当と認めた団体であること。

2 地域活動支援センターを設置運営する団体は、その運営にあたり、次の各号に掲げる者から十分に意見を聴取しながら、円滑な事業運営に努めなければならない。

- (1) 地域活動支援センターの代表者
- (2) 指導員
- (3) 利用者及びその保護者
- (4) 地域の福祉関係者

(補助対象となる地域活動支援センターの要件)

第6条 補助の対象となる地域活動支援センターは、基準条例において規定する基準及び次に掲げる各号をすべて満たすものでなければならない。

(1) 利用者

原則として本市に居住している障がい者で、地域活動支援センターにおいて訓練等を受けることが適当と認められる者であること。

(2) 利用者数

10人以上であること。

(3) 開所日数

週4日以上開所していること。

(4) 設備

利用者の能力及び特性に応じた指導室、作業室その他の設備が設けられており、利用者の保健衛生及び安全の確保に十分留意していること。

(5) 指導員

指導員として利用者に対して適切な作業訓練及び指導を行う者を1人以上配置していること。

(6) その他

正当な理由がある場合を除いて、訓練等を希望する障がい者の参加が制限されないこと。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1の第3欄に定めるところによる。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費のうち、別表第1の第1欄の区分ごとに、第2欄に定める補助基準額と、第3欄に定める額とを比較して少ない方の額の合計額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内において市長が決定する。

(補助金の交付の協議)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ補助金の交付を受けようとする年度の前年8月末日までに、事業計画協議書（様式第5号）等を添えて市長に協議しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする団体は、運営費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支計画書

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出は、年度途中に第6条の補助要件を満たして交付申請する場合を除き、補助金の交付を受けようとする年度の4月末日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付の制限)

第11条 市長は、第15条第4号により補助金の交付決定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体（当該取消しに係る通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその地域活動支援センターの代表者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む）については、

補助金を交付しないものとする。

（障がい福祉サービスとの併用の制限）

第 12 条 障害者総合支援法第 5 条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援及び同条第 14 項に規定する就労継続支援（以下「障がい福祉サービス」という。）を利用している者は、地域活動支援センターの利用者数に算定することができないものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

2 前項但書の規定により、障がい福祉サービスを利用している者を地域活動支援センターの利用者数に算定する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 13 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、関係書類を審査し、必要に応じて実施調査を行うなど内容について検討を行ったうえ、速やかに補助金の適否を決定し、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に運営費補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第 14 条 補助金の交付の決定を受けた団体が、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた団体が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）補助金を目的以外の用途に使用したとき。

（3）補助事業により取得した財産又は備品を市長の承認を得ないで譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供したとき。

（4）偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の一時停止）

第 16 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた団体の補助事業について疑義があると認めるときは、その団体に対する補助金の交付を一時停止することができる。

（関係書類の整備）

第 17 条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業終了後 5 年間保存しなければならない。

（調査）

第 18 条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付の決定を受けた団体に事業の運営に関し報告をさせ、又は職員にその施設、事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第 19 条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業終了後 1 カ月以内に運営費補助金事業実績報告書（様式第 8 号）に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）補助事業経費収支計算書

（2）補助事業の経過又は成果を証する書類（様式第 9 号）

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する書類の提出のほか、利用者の通所実績については、4月から6月までの通所実績を7月5日までに、7月から10月までの通所実績を11月5日までに提出しなければならない。
- 3 第12条第1項但書の適用により併用している場合であっても、地域活動支援センターと障がい福祉サービスを同一日に利用した場合は、当該日は地域活動支援センターの通所日数に算定できないものとする。

(補助金の額の確定等)

第20条 市長は、前条の規定による事業実績の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査を行うなど内容について調査し、補助金の交付の決定に適合するか否かを事業実績調査確認書（様式第12号）により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第13号）により補助金の交付を受けた団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条の規定により確定した額を、速やかに補助金の交付の決定を受けた団体に対し交付するものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、分割して事前に交付することがある。

2 前項但書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(暴力団の排除)

第22条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした団体の代表者及び地域活動支援センターの施設長（第4項において「申請者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者等又は補助事業者に対し当該申請者等又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

5 地域活動支援センターは、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

(その他)

第23条 この要綱の施行に関しては、本要綱の定めによるほか、必要な事項は福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(一時金)

第 1 条 平成 14 年度については、要綱第 6 条の規定に基づく別表第 1 中のア人件費等補助に、利用人員に応じた一時金を加算する。

〔利用人員〕	年額
5 人～ 9 人	2 7 千円
10 人～14 人	5 4 千円
15 人以上	8 1 千円

(施行期日)

第 2 条 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(一時金)

第 1 条 平成 15 年度については、要綱第 6 条の規定に基づく別表第 1 中のア人件費等補助に、利用者数に応じた一時金を加算する。

〔利用者数〕	年額
5 人～ 9 人	1 1 1 千円
10 人～14 人	2 2 2 千円

15人以上 333千円

(施行期日)

第2条 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。但し、第4条第4号の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日以前に開設されている福祉作業所については、第4条第2号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(差額の補填)

第1条 平成16年度の運営費補助金の交付決定額が、平成15年度の運営費補助金の確定額に満たない福祉作業所については、平成16年度に限り、その差額を補填する。

(施行期日)

第2条 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(補填)

第1条 平成17年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成16年度の運営費補助金の確定額のうち同補助に相当する額に満たない福祉作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成17年度における別表第1第2欄に掲げる利用人員による区分が、平成16年度の当該区分と異なる場合を除く。

(施行期日)

第2条 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正にかかる部分については、同年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(補填)

第1条 平成18年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成17年度の運営費補助金の確定額のうち同補助に相当する額に満たない福祉作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成18年度における別表第1第2欄に掲げる利用人員による区分が、平成17年度の当該区分と異なる場合を除く。

(施行期日)

第2条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(福岡市精神障がい者共同作業所補助金交付要綱の廃止)

第2条 福岡市精神障がい者共同作業所補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この要綱が施行される際、現に福岡市精神障がい者共同作業所補助金の交付を受けている共同作業所（以下「旧共同作業所」という。）であって、要綱別表第1の1. 区分欄の工機能強化補助を受けていない場合は、要綱別表第

1の1. 区分欄のイ土地家屋借上料補助の2. 補助基準額については、なお従前の例による。

第4条 旧共同作業所について、平成20年3月31日までの間は、改正後の要綱第9条の規定にかかわらず、運営費補助金の交付申請手続については、なお従前の例による。

(補填)

第5条 平成19年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成18年度の運営費補助金の確定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成19年度における別表第1の1. 区分欄のア人件費等補助の2. 補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成18年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成18年度に福岡市精神障がい者共同作業所補助金の交付を受けた共同作業所であって、要綱別表第1の1. 区分欄のエ機能強化補助を受けていない場合は、要綱別表第1の1. 区分欄のイ 土地家屋借上料補助の2. 補助基準額については、なお従前の例による。

(補填)

第3条 平成20年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成19年度の運営費補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成20年度における別表第1の1. 区分欄のア人件費等補助の2. 補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成19年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 この要綱の施行後、2年以内に補助制度のあり方について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。

(補填)

第3条 平成21年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成20年度の運営費補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成21年度における別表第1の1. 区分欄のア人件費等補助の2. 補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成20年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(補填)

第2条 平成22年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成21年度の運営費補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成22年度における別表第1の1. 区分欄のア人件費等補助の2. 補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成21年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱による改正後の福岡市地域活動支援センター等補助金交付要綱第8条の規定は、同要綱第12条第4号の規定により平成23年度以後の年度分の補助金の交付決定を取り消された団体について適用し、平成22年度分までの補助金の交付決定を取り消された団体については、なお従前の例による。

(補填)

第3条 平成23年度の補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成22年度の補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成23年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成22年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

この要綱は、平成23年8月5日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(補填)

第2条 平成24年度の補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成23年度の補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成24年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成23年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(補填)

第2条 平成25年度の補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成24年度の補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成25年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成24年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(補填)

第2条 平成26年度の補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成25年度の補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成26年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成25年度の当該区分と異なる場合を除く。

る場合を除く。

- 2 平成26年度の補助金の交付決定額が、平成25年度の補助金の交付決定額に満たない地域活動支援センター（平成26年度に小規模作業所から移行したものに限る。）については、その差額を補填する。

ただし、平成26年度における別表第1の1.区分欄のA人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成25年度の当該区分と異なる場合を除く。

- 3 平成27年度の補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成25年度の補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額に1/2を乗じて得た額を補填する。

ただし、平成27年度における別表第1の1.区分欄のA人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成25年度の当該区分と異なる場合を除く。

- 4 平成27年度の補助金の交付決定額が、平成25年度の補助金の交付決定額に満たない地域活動支援センター（平成26年度及び平成27年度に小規模作業所から移行したものに限る。）については、その差額に1/2を乗じて得た額を補填する。

ただし、平成27年度における別表第1の1.区分欄のA人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成25年度の当該区分と異なる場合を除く。

- 5 補填については、平成28年3月31日をもって廃止する。

（小規模作業所を運営する団体に対する補助金の廃止）

- 第3条 小規模作業所を運営する団体に対する補助金の交付については、平成28年3月31日をもって廃止する。

（期間）

- 第4条 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（期間）

- 第4条 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

第4条 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

第4条 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

〔別表第1〕

1. 区分	2. 補助基準額	3. 対象経費
ア 人件費等 補助	〔指導員人件費、光熱水費〕 利用者数 年額 5人～9人 4,485千円 10人～14人 8,936千円 15人以上 13,387千円 〔重度加算〕 4月1日において利用者のうち、身体障害者手帳1、2級の者、療育手帳Aの者及びこれと同等の知的障がい者であって、介助なしには移動又は食事をすることができない者又は精神障害者保健福祉手帳1級の者及びこれに準ずる者として別に定める者（以下「加算対象者」という）が通所する地域活動支援センターに対し、次に掲げる金額を年額として算出する額 加算対象者1人あたり年額145千円 ただし、利用者5人以上14人以下の地域活動支援センターについては、1カ所あたり年額1,450千円を限度とし、利用者15人以上の地域活動支援センターについては、1カ所あたり年額2,030千円を限度とする。 〔就職奨励加算〕 民間企業等に就職することにより地域活動支援センターを退所した利用者（以下「退所者」という。）があった場合に、退所者が出た次の年度に限り、退所者1人につき44,000円 ただし、年間24日以上に通所した利用実績がある退所者に限るものとし、同一人については1回限りとする。	地域活動支援センターを運営するために必要な職員の給料、職員手当（扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等）、共済費及び賃金並びにその他事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、その他地域活動支援センターの運営に必要と認められる経費
イ 土地家屋 借上料補助	次に掲げる金額を月額として算出する額 (1) 土地家屋借上料が月額3万円以下の場合は、その金額。 (2) 土地家屋借上料が月額3万円を超える場合は、土地家屋借上料の月額から3万円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が3万円を超えるときは3万円）を3万円に加算した額。	地域活動支援センターの土地家屋借上料

ウ 機能強化補助	地域活動支援センターで、次の(1)から(3)の要件をすべて満たす場合に、以下の区分ごとに定める額 地域活動支援センターⅡ型 300万円 地域活動支援センターⅢ型 150万円 地域活動支援センターⅣ型 20万円 (1)運営実績 本補助金の交付を受けて、地域活動支援センターを運営している実績を2年以上有すること。 (2)職員配置 地域活動支援センターⅡ型 施設長1名、指導員3名以上配置し、うち1名以上を常勤とすること。 地域活動支援センターⅢ型 施設長1名、指導員2名以上配置し、うち1名以上を常勤とすること。 地域活動支援センターⅣ型 施設長1名、指導員2名以上配置すること。 (3)利用者数 地域活動支援センターⅡ型 1日当たりの実利用人員が概ね15人以上であること。 地域活動支援センターⅢ型 1日当たりの実利用人員が概ね10人以上であること。 地域活動支援センターⅣ型 1日当たりの実利用人員が概ね5人以上であること。	本別表中、1.区分の ア、イのそれぞれ3. 対象経費に定める経 費のほか、地域活動支 援センターの運営強 化に要する経費
---------------------	--	--